備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

付録様式（第８条第１項）

土地家屋調査士資格認定申請書			
年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　　㊞ 私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。 写 真 年　月　日撮影			
（ふりがな） 氏　名		年　月　日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事　務　所 設置予定地			
業務開始の 予　定　日			

（この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

付録様式（第８条第１項）

土地家屋調査士資格認定申請書			
年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　　㊞ 私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。 写 真 年　月　日撮影			
（ふりがな） 氏　名		年　月　日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事　務　所 設置予定地			
業務開始の 予　定　日			

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年八月一日）から施行する。ただし、改正後の司法書士法施行規則第六条の規定は令和三年度以降に行われる司法書士試験について、改正後の土地家屋調査士法施行規則第四条及び第七条の規定は令和三年度以降に行われる土地家屋調査士試験について、それぞれ適用する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の司法書士法施行規則第三十条第二項及び土地家屋調査士法施行規則第二十八条第二項に規定する保存期間がこの省令の施行の際既に経過していた場合におけるその保存期間については、なお従前の例による。

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第三条　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）

改正後		改正前	
番号	保存	番号	保存
［一～十二　略］	［削る。］	［一～十二　同上］	［同上］
十三・十四	［略］	十三	司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第二十九条第一項の規定による領収証の副本の保存（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
	［削る。］	十四	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の副本の保存
		十五・十六	［同上］
	［削る。］	十七	土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第二十七条第一項の規定による領収証の副本の保存（同令第三十五条において準用する場合を含む。）
十五～二十	［略］	十八	土地家屋調査士法施行規則第四十六条の規定による領収証の副本の保存
		十九～二十四	［同上］